

保護者の皆様へ

都城市教育委員会教育長

**濃厚接触者の待機期間及び新型コロナウイルス感染症の予防に係るマスク着用について****(お知らせ)**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に対しまして、御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症については、現在、第7波の中にあり、予断を許さない状況であります。本市の小・中学校におきましては、本年度も文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（以下「マニュアル」）」に則り、安全な教育環境の整備に努めているところです。

濃厚接触者の待機期間につきましては、国の方針に基づき、次の対応といたしますのでお知らせいたします。また、これから気温が高くなる季節となりますが、学校におけるマスク着用に関しましては、マニュアルに基づき次のように指導しておりますので、保護者の皆様の御理解をお願いいたします。

**1 オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の待機期間について**

- 濃厚接触者の待機期間は陽性者との最終接触日から7日間ですが、国の方針に基づき、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から待機の解除が可能となり、登校することが可能です。
- ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」）との接触及びハイリスク者が利用する施設等への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避け、身体的距離を保つなど、感染対策を行うこと。
- ※ 抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず使用してください。

**2 マスクの着用について**

- 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用の必要はありません。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるためマスクを外します。
- 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。
- 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用するよう指導します。

なお、アレルギーなど様々な理由により、マスクを着用できない児童生徒がいることも御理解いただきますようお願いいたします。

いかなる場合であっても、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではなく、このような状況の時こそ、お互いを思いやりながら、人権意識をもって行動することが大切です。保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策に御協力をお願いするとともに、常日頃から人権意識をもった冷静な言動を行っていただきますようお願いいたします。

文書取扱 都城市教育委員会学校教育課

**※ 学校教育課より以下の補足連絡がありましたので、追記いたします。（校長）**

「国の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』のとおり、本市としても「学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべき」という方針であり、これまでと変更するものではありません。ただし、これから暑くなる時期に向け、子どもたちの体調等に留意しながら適切に指導していくことを周知するものです。

